北九州空港事務所からのお知らせ

北九州空港周辺では、 航空の安全を確保するため、 右記対象区域において高さ制限(進入表面・転移表面・ 水平表面)が設けられております。

(法律:航空法第49条)

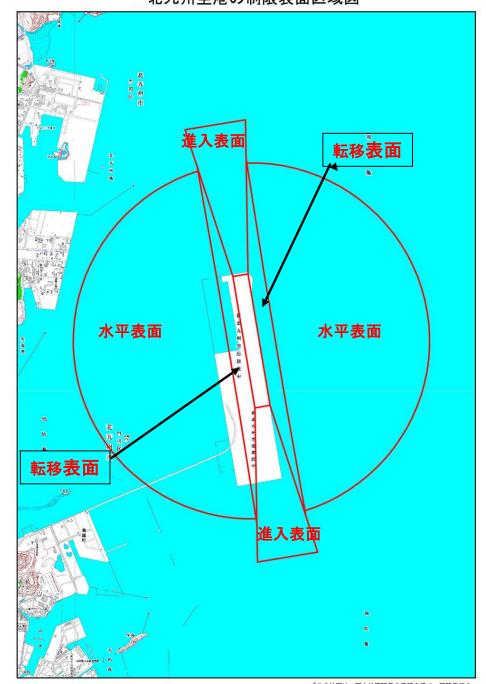
つきましては、以下の行為を行う場合は、事前に高さ 制限を超えるか否かを確認いたしますのでお気軽に下記 までお問い合わせ下さい。

- (1)対象区域内で物件等(※)を設置し、植栽し、又は留置しようとする場合
 - (※) 物件等には、工事用クレーン・TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も含まれます。
- (2)対象区域内において、船舶を航行し、又は停泊しようとする場合
 - (※)「北九州空港周辺海域航行・停泊船舶へのお知らせ」をご覧下さい。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解 とご協力をお願い致します。

※ お問い合わせ先

国土交通省 大阪航空局 北九州空港事務所 TEL 093-473-1089 FAX 093-473-9417 (担当 航空管制運航情報官)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行 数値地図25000 (地図画像)を複製したものである。 (希切器号 平成18地線 第810号)